

○飯塚市病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱

平成25年4月17日

飯塚市告示106号

改正 R2-125

(趣旨)

第1条 この告示は、嘉飯桂地区における休日等の救急医療の確保のため、病院群輪番制病院運営事業に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(R2-125全改)

(定義)

第2条 この告示において「病院群輪番制病院運営事業」とは、嘉飯桂地区の病院群が、輪番制(当番制)により休日、夜間の救急患者を受け入れることに対して、当番日の医療機関の救急医療に必要な医師、看護師等の医療従事者を配置する事業をいう。

(R2-125一改)

(補助の対象者等)

第3条 補助の対象者は、一般社団法人飯塚医師会(以下「医師会」という。)とする。

(R2-125全改)

(実施体制及び補助の対象要件)

第4条 輪番制事業の実施は当番日に1病院を配置することにより行うものとし、実施機関が当番日に通常の当直体制の他に輪番制事業の実施のための受入体制を整えた場合に補助対象とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、常勤職員給与費及び非常勤職員給与費等とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助基準額35,520円に次の各号に該当する当番の日数の合計を乗じて得た額と前条に定める対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額に一定の率(補助対象年度の前年度の10月末日現在における嘉麻市、飯塚市及び桂川町地区の住民人口(外国人を含む。)に占める飯塚市の住民人口の割合をいう。)を乗じて得た額とする。

(1) 休日 休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで))の午前8時から午後6時まで診

療を行うことをもって1日とする。

(2) 夜間 午後6時から翌日午前8時まで診療を行うことをもって1日とする。

(R2-125一改)

(補助金の交付申請)

第7条 医師会は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 病院群輪番制病院運営事業月別実施表

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要とする書類

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、補助金交付申請書及び関係書類を審査し、適正と認めたときは補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた医師会は、当該年度終了後、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 病院群輪番制病院運営事業実績報告書

(2) 病院群輪番制病院運営事業実績額明細書

(3) 収支決算書

(調査)

第10条 市長は、必要と認めるときは、職員をして医師会又は実施機関からの報告の内容等が適正であるか調査させることができる。この場合において、医師会及び実施機関は、当該調査に対し協力しなければならない。

(R2-125全改)

(補助金の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた医師会が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

(R2-125全改)

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(令和2年4月3日 告示第125号)

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の飯塚市病院群輪番制
病院運営事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。